

霧島市市民活動総合補償制度Q&A

Q 1 市民活動とは。

A 本来の職務等を離れて無報酬で行う、計画的又は継続的な公益性のある活動（広く人々や地域・社会のために行われる活動）をいいます。

Q 2 無報酬とは。

A 労働の対価を得ていないという解釈で、昼食代・交通費・儀礼的な謝金等の実費相当分については報酬に含みません。

Q 3 霧島市内にある会社の社員で構成する団体であるが、社員には市外住民も多く、そのような社員が市民活動中に負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 本補償制度にいう市民とは、霧島市内に在住、在勤又は在学する者をいい、質問の場合、霧島市内に在勤ということであれば対象となります。

Q 4 NPO法人は、補償制度にいう市民団体となりますか。

A 霧島市内に在住、在勤、在学する者により構成された、霧島市内に活動拠点のある団体であれば市民団体となります。また、団体の構成人数も問いません。

例：会社 自治会 子ども会 PTA等

Q 5 霧島市外における市民活動は、補償制度の対象となりますか。

A 日本国内における活動であれば対象となります。

例：被災地復興ボランティア活動等

Q 6 自治会主催の運動会に参加中、転倒し負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 本補償制度では、スポーツ活動は対象外としておりますが、自治会の運動会については、自治会活動又は自治会におけるレクリエーション活動で公益性のある活動として対象となります。ただし、脳疾患や疾病、心神喪失によるものは対象となりません。

Q 7 自治会主催の祭りに参加中の事故は、補償制度の対象となりますか。

A 公益性のある活動中の事故として対象となります。ただし、神輿レースのような危険度の高いものは対象となりません。また、あくまでも祭りに直接参加している者が対象となり、見物人は対象となりません。

Q 8 地域における子育てサロン（お年寄りと育児中の親子等の交流）に参加中の子ども又は親が負傷した場合、補償制度の対象となりますか。

A 特定の者の集まりでなく、公益性のある活動であれば対象となります。

Q 9 文化協会等が行う文化活動（展示会、発表会、コンサート、講座等）は、補償制度の対象となりますか。

A 営利目的でなく、公益性のある活動であれば対象となります。

Q10 P T Aが学校施設を利用して実施する活動（コンサート、講座等）は、補償制度の対象となりますか。

A 学校管理下で行われる活動であれば対象となりませんが、それ以外で公益性のある活動であれば対象となります。

Q11 市民活動の実施場所への往復途上中の事故は、補償制度の対象となりますか。

A 参加者が名簿等で確認ができ、通常の経路上（住居と活動場所との間の最短経路を基本とする。）であれば対象となります。

ただし、途中で私的な目的により立ち寄りたり、経路を逸脱した場合は、通常の経路に該当しません。

Q12 市民団体が行う、団体の構成員を対象とした研修旅行中の負傷は、補償制度の対象となりますか。

A 団体のための活動であり対象となりません。

Q13 市民団体主催の市民を対象とした歩こう会で、参加者が転倒し負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 公益性のある活動の参加者ということで対象となります。

Q14 市民団体主催の市民を対象とした講演会の会場で、来場者が机のかどにぶつかり負傷した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 講演会が公益性のあるもので、その開催のために従事する者の負傷は対象となりますが、単に講演会を聴きにこられた方については、活動に直接参加しているとは言えないため対象となりません。

Q15 市民活動の開催会場で、提供された食べ物による食中毒が発生した場合は、補償制度の対象となりますか。

A 対象となります。

Q16 ボランティアでお年寄りを車で送迎中、交通事故を起こし本人と同乗していたお年寄りが負傷した場合、補償制度の対象となりますか。

A 本人の負傷については、傷害事故として対象となりますが、自動車による賠償事故は対象となりません。

Q17 青少年の指導育成活動の一環として剣道の指導中に、参加していた子どもが負傷した場合、補償制度の対象となりますか。

A 子どもが個々人として参加している場合は対象となりますが、〇〇剣道クラブとしての参加は、スポーツ団体に所属するものに該当し対象となりません。

Q18 社会教育活動として講演会で招いた講師が、会場又は往復途上で負傷した場合、補償制度の対象となりますか。

A 公益性のある活動の参加者ということで対象となります。

Q19 市民団体による公園の清掃作業中、参加者が熱中症により倒れた場合、補償制度の対象となりますか。

A 公益性のある活動の参加者ということで対象となります。

Q20 市民団体による公園の清掃作業中、駐車していた車に傷をつけてしまった場合、補償制度の対象となりますか。

A 公益性のある活動中の事故ということで対象となります。

Q21 会社や自治会における防災訓練中、参加者が階段等で転倒し負傷した場合、補償制度の対象となりますか。

A 会社の防災訓練については、会社のための目的活動であり対象となりませんが、自治会における防災訓練は、地域全体のために行われるものであり、公益性のある活動ということで対象となります。

※状況によっては、補償対象とならない場合もあります。